

平成 25 年 9 月 6 日

内閣府政策統括官（防災担当）御中

全国知事会危機管理・防災特別委員会

被災者生活再建支援制度の見直しについて（申入れ）

被災者生活再建支援法の適用範囲については、昨年 5 月 6 日に茨城県及び栃木県で発生した竜巻災害の被害状況に鑑み、平成 24 年 7 月 12 日付け「被災者生活再建支援法の見直しに係る緊急要望について」及び「平成 26 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」において、「一部地域が被災者生活再建支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと」を要望しているところです。

去る 9 月 2 日に埼玉県及び千葉県において発生した竜巻災害においても、同一災害でありながら被災者生活再建支援法の適用されない地域が存在し、不均衡が生じていることから、上記要望事項について早期実現を図るよう申入れます。

## 平成 26 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(災害関係) (抄)

### 3 総合的な復旧復興支援制度の確立について

被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、東日本大震災の教訓を踏まえ、復旧復興のあり方の理念を含む復旧復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(略)

#### (2) 被災者生活再建支援制度のあり方等

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

平成24年7月12日

内閣府特命担当大臣（防災）

中 川 正 春 様

全国知事会災害対策特別委員会

委員長 新潟県知事 泉田 裕彦

### 被災者生活再建支援法の見直しに係る緊急要望について

現行の被災者生活再建支援制度では、同一災害で被災しても、市区町村又は都道府県の全壊世帯数によっては制度が適用されない地域が発生するため、被災者間に不均衡が生じる。

例えば、平成24年5月6日に茨城県及び栃木県で発生した竜巻災害では、死者1名のほか、50名以上が重軽傷を負い、約2,000棟の建物が損壊するなど甚大な被害が発生したが、被害範囲が面的ではなく帯状であったため、市区町村境などで被害が発生した場合、同じ災害による被害でありながら、市区町村又は都道府県の全壊世帯数の違いにより、支援対象となる自治体と対象とならない自治体が存在し、不均衡が生じている。

このような不均衡を是正するため、次のとおり、被災者生活再建支援制度を見直すよう要望する。

### 記

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。